

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	町税徴収管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、町税徴収管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和7年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税徴収管理に関する事務
②事務の概要	町税条例及びその他町税に関する法律に基づき行う以下の徴収管理に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・納税者から納付された町税の収納、還付及び充当の管理を行う。 ・納付書の再発行を行う。 ・納期限までに納付がない納税者に督促状等を発送する。 ・滞納者に対する納付相談、滞納整理及び滞納処分を執行する。 ・申請に基づき、納税証明書、完納証明書等を発行する。
③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2802
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によるマイナンバーを取得するのではなく、申請者から提供を受け真正性の確認を行っている	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏洩等のリスク管理には、最も効果的であると思われるため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	I 関連情報 5の②所属長	税務課長 伊藤 通数	総務部税務課長 石垣 博康	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1の③システムの名称	宛名・口座システム、収納管理システム、滞納 整理支援システム	宛名・口座システム、収納管理システム	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 2の特定個人ファイル名	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人ファイル	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)収納特定個人ファイル	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5の①部署	総務部税務課	税務課	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5の②所属長	総務部税務課長 石垣 博康	税務課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I 関連情報 7の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員 町大字山田1600 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字 山田1600 0594-86-2800	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8の連絡先	総務部税務課 511-0295 三重県員弁郡東員 町大字山田1600 0594-86-2802	税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字 山田1600 0594-86-2802	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1の対象人数	平成27年7月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2の取扱者数	平成27年7月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1の対象人数	平成31年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2の取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更